学校法人のガバナンスの仕組み

H30.9.26国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議（第1回）資料より

○ **学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

○ 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。

○ 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。

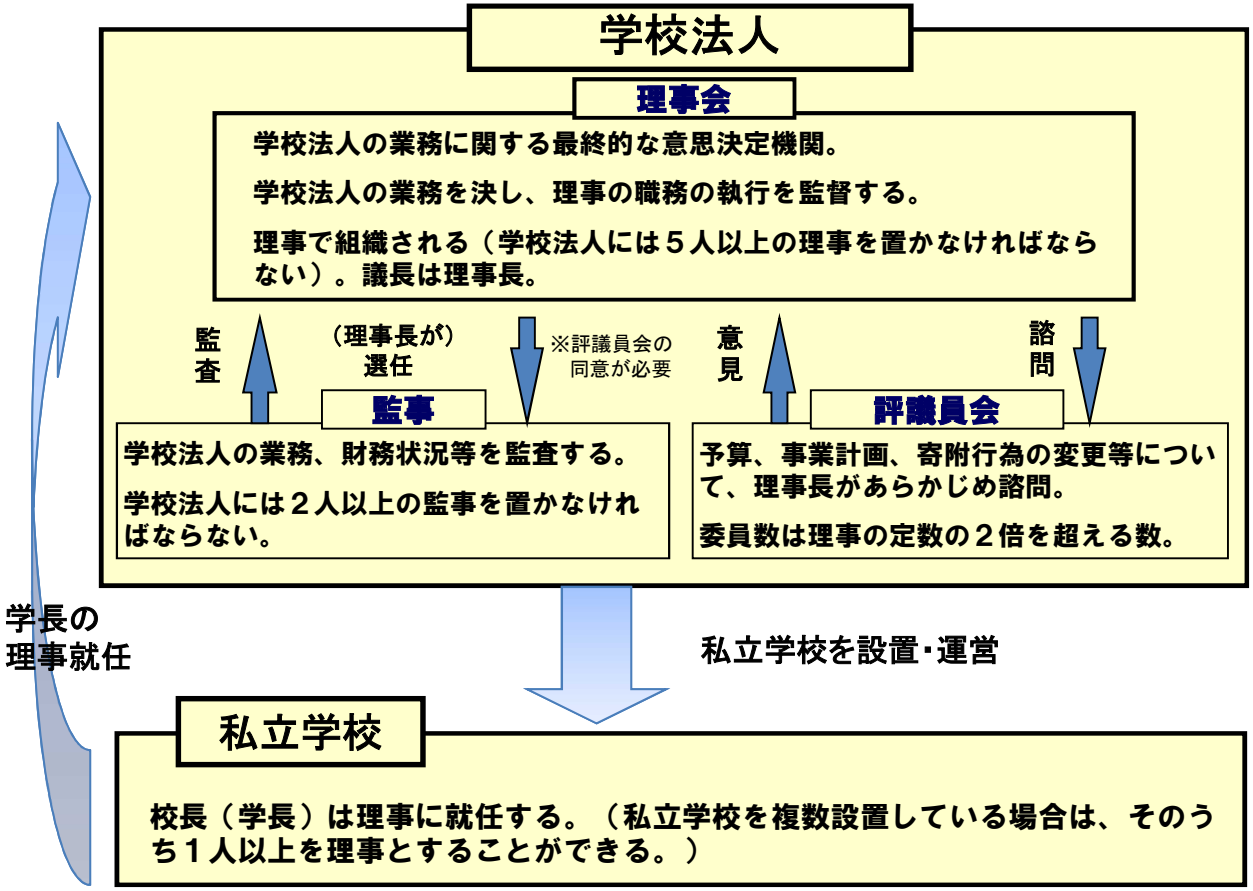

【理事会】
学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
理事の職務の執行を監督
私立学校の校長を理事として選任

【監事】
学校法人の業務、財務状況等を監査

【評議員会】
予算、事業計画、寄附行為の変更等に意見
（理事長があらかじめ諮問）